

業務センターへの郵送等に関するお願い

内部事務のセンター化の概要

各国税局において、別紙「内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧」のとおり、「内部事務のセンター化」を実施しています。

内部事務のセンター化とは、複数の税務署の内部事務を業務センターで集約することにより、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指す取組です。

また、集約する内部事務とは、例えば、申告書の処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

留意事項

- 内部事務のセンター化の対象となる税務署に申告書、申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。
 - ⇒ e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信願います。
 - ⇒ 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 書面の申告書、申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。
- 税務署の窓口で提出する場合は、所轄税務署の窓口に出願願います。
- 業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するために電話や文書により問い合わせをさせていただくことがございます。
- 電話による税務相談や申告書等の用紙の送付は、業務センターでは行っておりませんので、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署までお問い合わせください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署で行います。
- 内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

札幌国税局における「内部事務のセンター化」の対象署拡大に伴う申告書等の提出場所・送付先変更について（令和5年7月10日以降）

- 札幌国税局における「内部事務のセンター化」の対象署拡大に伴い、拡大の対象となっている税務署に申告書、申請書等を提出する場合の提出場所・送付先は、以下のとおりとなります。

【令和5年7月9日までの提出場所・送付先】

提出方法 税務署名	e - T a x	書面	
		郵送	窓口
滝川	所轄税務署	所轄税務署	所轄税務署
倶知安	所轄税務署	所轄税務署	所轄税務署
留萌・稚内	所轄税務署	所轄税務署	所轄税務署

【令和5年7月10日以降の提出場所・送付先】

提出方法 税務署名	e - T a x	書面	
		郵送	窓口
滝川	所轄税務署	札幌国税局業務センター	所轄税務署
倶知安	所轄税務署	札幌国税局業務センター 函館分室	所轄税務署
留萌・稚内	所轄税務署	札幌国税局業務センター 旭川分室	所轄税務署

○内部事務のセンター化の対象となる税務署一覧（令和5年3月現在、令和5年7月以降）

	都道府県	内務事務のセンター化の対象署		業務センターの名称	書面で申告書等を提出する場合の郵送先住所
		令和5年3月現在	令和5年7月10日以降		
札幌国税局	北海道	札幌中、小樽、余市、浦河	札幌中、小樽、滝川、余市、浦河	札幌国税局業務センター	〒060-8510 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎 札幌国税局業務センター
		函館、八雲、江差	函館、八雲、江差、倶知安	札幌国税局業務センター 函館分室	〒040-8505 函館市中島町37番1 札幌国税局業務センター函館分室
		旭川中、紋別、名寄、深川、富良野	旭川中、留萌、稚内、紋別 名寄、深川、富良野	札幌国税局業務センター 旭川分室	〒078-8507 旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎 札幌国税局業務センター旭川分室
		帯広、十勝池田	帯広、十勝池田	札幌国税局業務センター 帯広分室	〒080-8515 帯広市西5条南8丁目 帯広第2地方合同庁舎 札幌国税局業務センター帯広分室